

資料 2

薬剤師の県内就業推進に係る就職説明会等業務

業務仕様書

令和 7 年 7 月

岩手県保健福祉部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「薬剤師の県内就業推進に係る就職説明会等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとするもの（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の概要

(1) 目的

本県の薬剤師数は全国平均よりも少なく、また、県全体が病院薬剤師少数都道府県であることから、県では薬剤師の安定的な確保と定着を図るため、岩手県保健医療計画（2024-2029）に「岩手県薬剤師確保計画」を新たに盛り込み、薬剤師の採用にかかる情報提供の支援、地域出身薬剤師や地域で修学する薬学生へのアプローチ、キャリアプランの実現・やりがいを感じられる業務実現のための支援、潜在薬剤師の復帰支援、薬剤師の確保に向けた働きかけと情報発信、業務効率化の支援など総合的な事業に取り組むことにより、県全体の病院薬剤師数の増加と県内の薬剤師少数地域の解消を目指している。

これまで、県内の病院・薬局・薬剤師等に対する実態調査を実施し、ポスターによる薬学生、県内高校生に向けた情報発信を実施してきたが、県内の病院等の情報が薬学生や県内への転職を希望する薬剤師に十分に届いていないとの指摘もある。

県内の薬剤師数は徐々に増加しているものの、薬剤師の勤務先には業態偏在、地域偏在があり、岩手県薬剤師確保計画による令和8年度までに確保すべき病院薬剤師数83人の達成には更なる取組の強化が必要である。

また、県内出身の薬学生が減少傾向にある。将来の安定的な県内薬剤師確保の観点から、県内の中学生及び高校生に対して薬学部への進学促進対策の強化が必要である。

本事業では、県内外の薬学部生のみならず、将来、薬剤師を目指す中学生・高校生をはじめ、U I ターンや転職を希望する薬剤師も対象に、特に病院薬剤師として岩手県で働く魅力に触れる機会やマッチングの機会の創出につなげるとともに、県が実施する薬剤師確保に関する事業等について情報発信を行うことにより、県内就業の更なる促進、岩手県薬剤師確保計画の目標達成を図ることを目的とし、実施するものである。

(2) 業務件名及び数量

薬剤師の県内就業推進に係る就職説明会等業務 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) その他

いわて県民計画（2019～2028）の理念である「幸福を守り育てる」、第2期岩手県

ふるさと振興総合戦略の柱である「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」などの取組との整合性を考慮すること。

2 事業内容

(1) オンライン就職説明会の開催

薬剤師として岩手県で働く魅力を伝え、岩手県での就業に向けた情報発信、病院等とのマッチングや参加者間で情報交換・交流することができるオンラインイベントを開催する。

ア 対象者

県内外の中学生、高校生及び薬学部生、U I ターンや転職を希望する薬剤師、就職支援に関わる教職員等 人数制限なし

イ 出展者

県内の病院、県内の薬局

その他、県、岩手県薬剤師会及び岩手県病院薬剤師会からの説明を予定

ウ 開催方法

オンライン

なお、オンラインイベントの実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ Zoom 等を利用し、参加者と出展者が双方向でコミュニケーションが図れるセミナーとすること。
- ・ スムーズな運営を行うため、サポートや進行の補佐を務めるテクニカルスタッフを配置すること。
- ・ オンラインイベントに不慣れな参加者及び出展者も想定されることから、参加者及び出展者に対して、イベント前のオリエンテーションや入室確認、セミナー開催中の進行確認や操作のサポート等を行うこと。

エ 開催回数

1 回以上

オ 実施内容

- ① オンラインの特性を生かしたイベントの企画、運営等（実施に必要な設備等の調達を含む）
- ② 県内外の中学生、高校生及び薬学部生、U I ターンや転職を希望する薬剤師、就職支援に関わる教職員等への周知、参加者の確保の取り組み及び参加者のとりまとめ
- ③ イベントに参加する県内病院、県内薬局への周知、出展者の確保の取り組み及び出展者のとりまとめ
- ④ 次年度以降の開催及び今後の薬剤師確保対策の参考とするための、参加者、出展者等へのアンケートの実施及び分析（イベントへの満足度及びイベント参加前

後の意識変容・行動変容の項目を入れること。)

⑤ その他事業効果の波及・拡大が期待できる事項等

- ・ 県内外の薬学部生、U I ターンや転職を希望する薬剤師等の参加が増加するような工夫
- ・ 岩手県で暮らしながら働くことがイメージできるような工夫 (U I ターンし子育て・介護しながらいわてで働く薬剤師の紹介、仕事とプライベートを両立する薬剤師の紹介など)
- ・ 県外の薬学部生や教員等へも岩手で働く魅力を伝える場となることから、多くの方が参加できるような工夫
- ・ 卒業生同士、あるいは岩手県内の病院等とのつながりを作り、将来的な県内就業の促進に資するような工夫
- ・ 薬剤師を目指す中学生・高校生の増加に寄与する工夫
- ・ 参加後も岩手の病院等の情報が入手でき、参加者同士が情報交換・交流できるような仕組みづくり など

(2) 自由提案

上記のほか、予算の範囲内において、更なる県内就業の推進及び県内就業者数の増加など、県が掲げる目的を達成のために有効と考えられる取組を自由な発想でかつ、実施可能なものについて提案すること。

3 成果品

成果品として実施報告書(電子ファイルでの提出可)を次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

- ・ 各業務の実施結果の報告(イベントの開催日時、参加者数、内容、アンケート結果等を記載すること。)
- ・ 上記に加え、業務遂行上必要があると県が判断し報告を求めた場合は、その都度報告

(2) 納入場所

岩手県保健福祉部健康国保課

住所：〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5467

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利(翻案権(著作権法第 27 条)及び二次的著作物利用権(同法第 28 条)を含む。)は、県に帰属するものとする。

イ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品

を納入すること。これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の取扱いについて

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取

り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受注者は、県の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 本事業の執行に当たっては、随時、委託者と協議を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。